

令和7年度港区児童相談所の運営状況について

1 相談受付件数（令和8年3月末現在：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談内訳	虐待	104	106	129	135	93	80	82	82	75	101	97	102	1,186
	養育困難 性格行動	22	22	22	20	17	10	19	18	23	14	26	21	234
	知的障害	11	11	7	7	6	11	6	8	2	7	9	15	100
	非行	4	1	12	6	2	4	5	3	2	1	3	0	43
	その他	8	5	10	4	5	4	6	9	4	10	7	6	78
	計	149	145	180	172	123	109	118	120	106	133	142	144	1,641

※知的障害相談は、多くが愛の手帳（療育手帳）の判定に関するものです。

2 一時保護

(1) 一時保護及び解除人数（令和8年3月末現在：人）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
主訴内訳	虐待	2	4	4	4	3	9	6	5	7	3	7	2	56
	養育困難 性格行動	3	6	2	6	1	0	2	1	3	3	8	2	37
	非行その他	3	1	2	2	0	1	1	1	0	1	1	1	14
	保護 計	8	11	8	12	4	10	9	7	10	7	16	5	107
解除 計		9	7	9	7	5	6	8	11	6	8	13	9	98

(2) 児童相談所内一時保護所の定員数

12人（男児4人、女児4人、幼児4人）

(3) 一時保護所の様子

ア 小学生以上の児童は、個室で個人の時間を過ごすことができる等、一人ひとりが安心できる環境を整えています。

イ 児童の状況に合わせて、通学、通院、外泊を行うほか、散歩や遠足、スポーツや季節の行事等を実施しました。通学については、年間29人（高校生6人、中学生13人、小学生10人）の児童が在籍校へ通学しました。

ウ 学齢児の定員超過が続いたことで、児童の様子に十分に配慮しながら居室以外の部屋（学習室、面接室、静養室など）を使用して対応しました。

3 児童福祉施設等への入所児童数

(1) 入所児童数（令和8年3月末現在：人）

児 童 数		56
施設等内訳	児童養護施設	27
	乳児院	7
	里親、ファミリーホーム	11
	その他（障害児入所施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム）	11

(2) 里親登録状況

区内の里親は、養育里親15家庭、養子縁組里親19家庭、専門養育家庭1家庭、親族里親1家庭（令和8年3月末現在）です。令和7年10月、子ども家庭総合支援センター内に民設民営の里親支援センターが設置され、児童相談所と里親支援センターが協働して里親への支援を行う体制を整えています。また定期的な里親制度についての説明会の実施や区内イベントへの出展など、リクルート、制度の普及啓発を行いました。

4 児童の権利擁護の取組

(1) 児童自身への説明

一時保護や施設入所等に当たり、児童一人ひとりに子どもの権利について説明しています。

(2) 児童の意見聴取

ア 児童の意見を代弁する第三者（アドボケイト）が、児童本人に意見を聴取する取組を、一時保護所では概ね週1回実施しています。

イ 一時保護所内に意見箱を設置するとともに、子ども会議を月1回開催し、児童の意見を聴取し、翌週には回答するようにしています。

(3) 第三者評価

運営の質の向上を図るため、児童相談所は令和6年度（4年に1回）、一時保護所は令和5年度（3年に1回）に評価を実施しました。令和8年度に一時保護所の第三者評価を実施する予定です。

評価結果は区のホームページで公表しています。